

企画競争説明書

業務名称： フィリピン国海岸災害対策及び海岸保全能力向上
プロジェクト

調達管理番号： 20a00527

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」 とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。
--

2021年2月17日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月17日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2026年7月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年5月 ～ 2021年12月

第2期：2022年1月～2026年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約の第2期については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の9%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の9%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の9%を限度とする。
- 3) 第4回(契約締結後37ヶ月以降)：契約金額の9%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後49ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ 防災第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同

じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(本件については、特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定

する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2021年3月1日 12時

（２）提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2021年3月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2021年3月19日 12時

（２）提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（１）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（４）提出書類：

1）プロポーザル・見積書

2）プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 機材費
 - 本邦研修に係る経費（同行者等旅費、ワークショップ開催費用（会場借上費、機材借料損料、消耗品等購入費（2年間で2回/年、合計4回分））
 - 現地法令及び社会状況等調査（現地再委託経費）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨＝2.15963 円
 - b) US\$ 1＝103.735 円
 - c) EUR 1＝126.399 円
- 5) その他留意事項
 - 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／海岸工学
 - b) 海岸保全対策／費用対効果分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 37 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月6日（火）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

（１）プロポーザルの提出者名

（２）プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点＊

⑤価格点＊

＊④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：海岸災害対策に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／海岸工学

➤ 海岸保全対策／費用対効果分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／海岸工学）】

a) 類似業務経験の分野：海岸防災及び海岸工学に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 海岸保全対策／費用対効果分析】

- a) 類似業務経験の分野：海岸保全に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／海岸工学</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>海岸保全対策／費用対効果分析</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：3月29日（月） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teams オンライン会議による実施とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

以上

第3章 特記仕様書案

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名称（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「フィリピン国海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

面積当たりの海岸線延長が世界一のフィリピンでは、人口や資産の約6割が海岸部に集中している。台風による影響も受け、2013年の台風ヨランダでは主に高潮の被害により6,000人を超える死者が出た。このような状況のため、フィリピン国政府は沿岸の防御のため護岸や海岸道路などの建設を行っているが、これら構造物の被害や土砂供給量の減少による海岸侵食の進行など周辺地域への影響が発生している状況も見受けられる。公共事業道路省（DPWH）は海岸災害対策促進のため、2018年にDPWH本部に海岸室を設置したところであるが、各地で発生するこのような負のインパクトを避けつつ、高潮や海岸侵食、津波などの海岸災害に総合的に対応するには、職員の海岸工学に関する知識や技術、経験が十分ではなく、能力強化が必要とされている。

このような状況の中、DPWHに対する海岸工学（海岸侵食・海岸災害対策）に関する能力強化を実施する「海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）」の要請を先方政府より受けた。JICAは、2020年12月に基本計画策定調査を実施し、その結果をもとにDPWHとの間でプロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」）案を添付したMinutes of Meetings（M/M）を締結した。本プロジェクトは、協力期間開始後に詳細計画策定調査を行い、調査結果に基づきR/Dを改訂し本格活動を行う、二段階方式により実施される。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト

（2）上位目標

海岸の災害リスク削減及びインフラ施設の状態が、対策実施によって改善される。

（3）プロジェクト目標

人材育成や技術ガイドラインの策定を通じて、DPWH（海岸室を含む）の海岸工学に関する基礎的な能力が強化される。

（4）期待される成果

成果1：DPWH（海岸室を含む）のコア人材の海岸工学に関する基礎知識が向上する。

成果 2 : 各海岸の現状に基づいた海岸工学への理解が向上する。

成果 3 : 各海岸の現場に対する構造物対策が DPWH 職員により検討され、技術ガイドラインが策定される。

成果 4 : プロジェクトで身に付けた海岸工学に関する能力及びプロジェクトで策定したガイドラインに基づき、DPWH がパイロット活動地域を選定し、パイロット活動が実施される。

成果 5 : 海岸工学に関する人材育成計画が策定される。

成果 6 : 海岸管理に関する法制度や関係組織、海岸利用の実態などの情報が収集され、今後の対策に向けた課題が抽出され取りまとめられる。

(5) 活動の概要

1-1 海岸工学の基礎知識に関する講義を実施する。

1-2 海岸工学の基礎知識に関するガイドラインを策定する。

2-1 海岸地域で生じている具体的な現象を理解するためのケーススタディ活動を実施する。

2-2 海岸地域の現象を理解するためのガイドラインを策定する。

3-1 構造物対策を検討し周囲への影響を理解するためのケーススタディ活動を実施する。

3-2 構造物対策を計画するためのガイドラインを策定する。

3-3 構造物設計のためのガイドラインを策定する。

4-1 成果 3 で策定されたガイドラインに基づいたパイロット活動を計画し設計する。

4-2 パイロット活動を実施する。

4-3 パイロット活動の実施結果を確認し、ガイドラインの改良を検討する

5-1 海岸工学に関する研修ニーズのアセスメントを行う。

5-2 人材育成計画を策定する。

5-3 プロジェクトの成果を活用して人材育成活動を実施する。

6-1 海岸域で発生している、不法占拠、乱開発、構造物被害などの現状を調査する。

6-2 既存法令、規則、組織や法体系などの情報を収集する。

6-3 法制度と現実の差を調査し、必要となる政策を検討するために各省の施策を分析する。

6-4 調査した結果を取りまとめ、課題を抽出し、海岸災害対策及び海岸保全に関するロードマップ案を検討する。

(6) 対象地域

DWPH 本部（マニラ）、DPWH 地域事務所、他

(7) 関係官庁・機関

① カウンターパート機関

(和) 公共事業道路省

(英) Department of Public Works and Highways

② その他の実施機関

環境天然資源省（生物多様性管理局、国家地図資源情報庁）、市民防衛局、科学技術省（気象天文庁、地震火山研究所）、国家経済開発庁、観光省、運輸省フィリピン港湾公社、農業省（漁業・水産資源局）、内務地方自治省、地方自治体

(8) プロジェクト期間

2021 年 7 月～2026 年 7 月を予定（計 60 か月）

第 4 条 業務の目的

「海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第 5 条 業務の範囲

本業務は、JICA と DPWH との間で 2021 年 3 月に締結予定の R/D に基づいて実施される「海岸災害対策及び海岸保全能力向上プロジェクト」の枠内で、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 6 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 7 条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第 8 条 報告書等」に示す文書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

第 6 条 実施方針及び留意事項

(1) フィリピンにおける海岸に関する知見及び本事業で目指すもの

フィリピンにおける海岸で生じている課題に対し、環境省を中心とする環境保全的な海岸保全の取組はされているが、海岸侵食、海岸災害への取り組みは始まったばかりで、知見はない。海岸侵食・災害の課題に対しては、物理的なメカニズムを理解し対策を講じることや開発事業に当たり悪影響を与えないような計画・設計とする必要性和、社会秩序といった民間側のことも考慮に入れつつ法制度・執行や関係機関の責任範囲といった仕組みの構築も必要である。本事業では、物理的なメカニズムを理解し対策を検討できるコア人材を最低限 DPWH 内で育成するとともに、その知見を関係機関にも広く理解させること、フィリピンで発生している事案を基に、課題の背景を調査しフィリピンにおける海岸の維持管理に当たり構築すべき仕組みの基盤となる情報を収集し、仕組み作りのロードマップを作成する。

(2) C/P 機関への海岸保全に関する技術移転・知識の向上

本事業は、C/P 機関への技術移転・知識の向上に主眼を置いている。コンサルタントが自ら海岸の課題解決を検討するのではなく、C/P 機関が海岸で生じている課題を理解し、解決策を検討するために、必要な情報収集・提供を行う。なお、プロジェクト期間中、いつでも C/P からの相談に乗ることができるように、できる限りコンサルタントメンバーの誰か 1 人は現地に在る期間が長くなるよう配慮する。

(3) 本事業の成果物

本事業の成果物は、①フィリピンの海岸で生じている課題を理解するガイドラインと、②フィリピンにおける課題を抽出し・将来展望を描くロードマップである。

①については、海岸を知るための基礎的素養編（基礎的素養には、作用する力や越波等の計算方法なども含む）、フィリピンにおける海岸の状況とそのメカニズム理解編、対策工として個々の構造物での被害軽減等のための設計編、対象地域全体への影響を考慮する計画編で構成される。但し、メカニズム理解編～設計編～計画編については、DPWH 職員がよく理解できるように必要であれば、複合した構成になることも考えられる。

そして、これら成果を自らのものとして取り扱えるコア人材の育成が重要な点であることから、そのために、これら成果物は日本側の支援の下でフィリピン側コア人材の手によって作成される必要がある。

作成方法は、基礎的素養編については、講義で資料・テキスト・写真を提供し、それを元にフィリピン側が作成する。追加的な資料の提供といった技術面や、レイアウトや書式の統一などの編集はコンサルタントが支援する。メカニズム理解編～設計編～計画編については、ケーススタディを行い、現場での議論や結論をもとにフィリピン側が作成する。コンサルタントは、現場での議論のまとめ・議事録案の作成や、写真や図などの素材の提供、フィリピン国側からの質問に対する対応、レイアウトや書式の統一などの編集といった支援を行う。

また、この成果物及びコア人材を活用し、DPWH 内の人材育成計画を作成することで、プロジェクト中から終了後において、DPWH 内で継続的に海岸分野に対する人材の能力が高まり、維持される仕組みを構築する。

②については、各海岸の現場で生じている課題は、様々な要因が関係し場所によって特性が異なり一様ではないこと、また、解決のためには中長期的な取り組みが必要であることを十分に踏まえることが重要であり、フィリピン国全体としての方向性を示す案を策定するものである。ロードマップは、中長期的な方向性を示すものではあるが、将来に向けた施策が着実に実施されるよう、個別具体の取り組みを示す内容が含まれる必要がある。

(4) ケーススタディ、現場での議論

コア人材育成にあたっては、ケーススタディ、現場での議論を重視する。参加人数は最大 20 人程度とし、3 週間から 4 週間程度を想定している（事前に内

容を鑑み、C/P 機関と相談の上決定する）。現場において発生している課題のメカニズムを現場で理解する。コンサルタントは、メカニズムを理解するための現場を選定し、衛星写真といった資料の準備や無人航空機（ドローン）の利用など現場での議論を支援するための業務を行う。

（５）有識者の知見の活用

本事業にあたっては、日本国内の有識者の知見を有効に活用することになっている。コンサルタントは、その知見がフィリピン側に伝わるよう、事前の情報収集、写真や衛星画像の収集、情報の分類、現地活動後のテキスト化・図化、結果取りまとめなどの業務を行う。なお、有識者への選定及び依頼は JICA から行い、有識者を交えた協議の場合は JICA が設定するが、コンサルタントは協議の場の運営支援等も行う。

（６）長期専門家との連携

DPWH には、JICA の長期専門家（指導科目：総合治水）が派遣されている。現地での業務にあたっては、同専門家と活動内容や方法について相談すること。

（７）DPWH を対象とする事業・対象事業・メカニズム

海岸で生じている課題は、様々な事象が関係しあうことから、関係する省庁・機関も多々存在する。その中で、本事業は DPWH が C/P であるが、本事業の中で取り扱う事象は DPWH が直接対象事業とするものだけでなく、他の省庁・機関が対象とする事業も取り扱うことにより、フィリピンにおける海岸が抱える課題の全体像を海岸に関係する全ての関係機関が理解できるように取り組む。

また、関係機関の巻き込みにあたっては、無用な組織間の軋轢を生むことのないように、それぞれの立場を理解・配慮しながら取り組み、プロジェクト終了時点で関係機関が一体となって同じ課題認識を有する状態になることができるようにする。

（８）フィリピンの知見の構築、日本の知見との融合

本事業の能力強化を基に、フィリピン国内でフィリピン側によって今後の対策が行われていくことから、日本の知見の押し付けはせず、フィリピン国内の社会的な状況を勘案することと、また対策にあたってフィリピン国内で適応可能な技術、捻出可能な費用などを勘案し、フィリピン国が今後展開していけるような知見を構築する。

（９）大学等の高等教育機関の巻き込み

フィリピンにおいては、海岸工学を専門に取り扱う研究室は大学等の高等教育機関には存在しないと理解している。本事業では、DPWH や関係機関内においてコア人材を育成することに加え、高等教育機関を巻き込むことを想定している。

これによって高等教育機関において学べる知識・知見が増え、今後各機関に登用される人材の中に海岸の基礎的素養を身に付けた人材が増えていくことを期待するものである。なお、想定している高等教育機関（大学）とは JICA が別途協議予定である。プロジェクト開始時に JICA からコンサルタントへ必要な情報が提供される予定であり、コンサルタントは大学との連絡調整など、本事業への積極的な関与を促進するために必要な活動を行う。

（１０）ケーススタディ・パイロット地域選定

プロジェクト開始にあたっては、本事業で取り扱う課題の分類案を作成する。プロジェクト開始時点では、フィリピン側が集めた現状と課題の調査結果から、フィリピン側が問題として考えている課題を把握し、分類案について協議・確認する。

加えて、協議した分類案に基づき、事案の不足部分や、事案があったとしても情報が不足している部分について、プロジェクトによる調査を行い、分類化を行う。

分類化を行ったものに対して、フィリピンにおいて多く発生している典型的な問題を抽出し、ケーススタディやパイロット地域（観光地等も候補に含める）の案を作成し、フィリピン側・日本側の協議の上、対象地を決定する。パイロット活動を通じて海岸保全事業を他地域でも自力で展開・実施していける対応策を検討する。

パイロット活動については、フィリピン側の予算措置が必要となり、そのために必要な計画を予算化スケジュールに合わせて準備する必要があるため、この点に留意して活動計画を策定する。なお、パイロット活動の予算措置のために必要な準備は、プロジェクト側からも支援して情報提供を行う。

（１１）対象災害

対象とする災害は、海岸侵食や構造物被害、サイクロンによる高潮、津波を対象とする。但し、津波については日本側・フィリピン側ともに大きく取り扱うことは考えておらず、取扱い方・範囲については、プロジェクト開始後に協議を通じて決定する。

（１２）プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICA に報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

（１３）広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、現地マ

スメディア、JICA ウェブサイト等を通じフィリピン国と日本国内の各層に広く発信すること。

また、写真、映像（動画）などについて、各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とフィリピン側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。なお、JICA 側が想定している 5 年間の大まかな作業工程は、以下のとおりである。

- 1 年目：詳細計画策定調査、ベースライン調査の実施。海岸課題の分類、海岸工学の基礎知識に関する講義の実施。（第 1 期）
海岸工学の基礎知識に関する講義の実施及びガイドライン作成。海岸現場でのケーススタディ活動。（第 2 期）
- 2 年目：海岸現場でのケーススタディ活動。ガイドライン作成（メカニズム理解編）。人材育成計画の取りまとめ。
- 3 年目：海岸現場でのケーススタディ活動。ガイドライン作成（設計編、計画編）。パイロット活動の計画。
- 4 年目：パイロット活動の実施。ケーススタディ活動（パイロット活動のモニタリングを含む）。
- 5 年目：パイロット活動の実施。ケーススタディ活動（パイロット活動のモニタリングを含む）。海岸災害対策及び海岸保全に関するロードマップ案の取りまとめ。

※人材育成計画の策定及び海岸管理に関する法制度や関係組織、海岸利用の実態などに関する情報収集は、通年で実施。

【第 1 期：詳細計画策定調査に関連する業務及び技術協力事業本体に関する業務内容】

（1）業務計画書の作成・協議

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日から 10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

（2）ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯、基本計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第 1 回現地派遣までに JICA 及び有識者に説明・協議し、必要に応じて修正する。なお、有識者との協議の場合は、JICA が設定する。その後、第 1 回現地派遣時に Kick Off ミーティングを開催しフィリピン側関係者へ説明を行った後、詳細計画策定調査、ベースライン調査（後述）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）

及び PDM を、第 1 回 JCC にてフィリピン側と協議の上、合意する。

（３）テクニカルワーキンググループ、セミナー

海岸災害対策及び海岸保全に関する DPWH 内関係部局及びフィリピン国内関係機関を巻き込んだ、テクニカルワーキンググループが設置され、関係機関の連携のもと、本プロジェクトの活動が実施される。同ワーキンググループに対して、適宜、技術的なインプットを行う。また、半年に 1 度にセミナーを行う。プロジェクト期間中、DPWH 以外の機関とも定期的なつながりが継続し、海岸災害対策及び海岸保全のための取り組みが省庁横断的に進む素地を形成することに努めること。

（４）JCC 開催支援と進捗説明

議長である DPWH 次官が JCC を円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントはカウンターパートが行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行うこと。第 1 回 JCC については、プロジェクト開始 6 か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以後 JCC にて次回分の実施時期を合意すること。JCC においては、モニタリング・シートを活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明し、合意を得ること。

（５）詳細計画策定調査の実施

既存 R/D を踏まえ、フィリピン国の状況を確認した上で、既存 R/D 内容（上位目標、目標、成果、活動内容やスケジュール）の再確認と必要に応じた修正、各項目の達成指標や測定方法の検討、環境社会配慮に関する調査を行い、初回現地派遣後 3 か月を目途に R/D 改訂案及び事前評価票案を作成する。R/D 改定案については JICA も交えて先方と協議の上、最終案を確定させる。なお、R/D 改定案については、JICA 本部での確認作業の後、JICA 及び先方政府間によって署名し確認する。

なお、環境社会配慮に関する業務内容は、以下のとおりである。

<1> 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定 基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力の確認

<2> 環境評価フレームワーク案の作成

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月))に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。
2. 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - (1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む）社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - (2) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - 2) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との整合性
 - 3) 関係機関の役割

- (3) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する）
- (4) 実施機関の環境社会配慮能力（ESMS (Environmental and Social Management System)）に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成）
3. JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、環境評価フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
 - (1) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA/IEE がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
 - (2) 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
 - (3) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
 - (4) 環境アセスとサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
 - (5) 住民協議フレームワーク、情報公開方法（サブプロジェクトの EIA/IEE の公開方法含む）、異議申立方法
 - (6) サブプロジェクトの EIA/IEE の準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
 - (7) モニタリング及び報告体制（JICA への報告体制含む）

※国際協力機構環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

（６）事業効果測定のためのベースライン調査の実施

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン調査を、初回現地派遣後 3 か月以内を目処に実施する。取りまとめた調査結果は、提出する報告書等に記載する。

（７）写真・衛星画像の収集

事例研究、報告書、ガイドライン作成用の写真や衛星画像を撮影・取得・収集する。これらの撮影・取得・収集にあたり、特に写真撮影にあたっては、フィリピン側関係者を巻き込み、本プロジェクトでの活動や、フィリピン側による事業実施のための情報として取得する。そのため、写真が後に活用されるために必要な海岸の現場での撮影方法について、また、そのような写真や衛星画像の利用や編集方法について、専門的観点からの技術移転を行う。特に写真撮影方法については、有識者の協力を得ながら講義等を通じてプロジェクト開始当初に指導する。なお、海岸現場における写真撮影や衛星画像の取り扱いについて、フィリピンにおける必要な許可等のプロセスを C/P 機関を通じて確認し、関係者が必要な手順を取ることを取り計らうようにする。

(8) 海岸課題の分類

フィリピンの各海岸で発生している課題、つまり経験・知見として集約する項目を分類する。分類にあたっては、事前に分類案を作成し、JICA での確認を得た後に先方との協議し確認する。フィリピン側が事前に情報収集した内容を確認し、情報が不足している項目については、現地調査により情報を確認することにより、分類化を最終化し、フィリピン側と確認する。併せて、事例についてはフィリピンで典型的な事例をケーススタディ及びパイロット活動の候補として抽出する。候補については、JICA 及びフィリピン国と協議し確定する。

(9) 全体ガイドライン構成案の作成

本事業で作成を支援する、基礎的素養編、メカニズム理解編、設計編、計画編のガイドラインについての全体構成案を作成する。その構成案に従って、フィリピン国内での講義や現場研修を行うことを想定している。

(10) 海岸工学の基礎知識に関する講義の実施

DPWH 職員が海岸工学に関する基礎知識を習得するため、講義を実施する。講師は、JICA が直営で派遣する短期専門家やコンサルタント、その他、海岸災害対策の現場における知見を豊富に有する専門家が行うこととし、講師選定にあたっては、JICA と相談を行う。講義の実施にあたっては、一方的な講義とならず、受講者の意欲を喚起して自ら学ぶ意識を高めるよう、方法を工夫すること。

また、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、現地渡航が難しい状況になった場合でも、オンラインによる遠隔での講義を実施するなど、知識習得の活動に遅延がないように進めること。

(11) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、C/P への研修を、2021 年度、2022 年度、2023 年度に各 1 回ずつ海岸防災に係る本邦研修を JICA が別途実施する課題別研修に参加する形で実施する予定である。(本プロジェクトから各回への参加人数は、2021 年度 1 人、2022 年度 2 人、2023 年度 2 人、本邦滞在期間はいずれも 3 週間、毎年 9~10 月に沖縄で開催することを想定している。)

第 1 期における本業務では、2021 年度に実施する本邦研修に関して、研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について、長期専門家、JICA フィリピン事務所及びフィリピン政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づき、研修参加者の人選、必要書類の取付け等、研修員受入に関する支援・調整を行うこと。

【第 2 期：技術協力事業本体に関する業務内容】

<全体、準備に関する業務>

(1) JCC 開催支援と進捗説明

第 1 期に引き続き、JCC 開催支援と進捗支援を行うこと。

(2) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、C/P への研修を、2021 年度、2022 年度、2023 年度に各 1 回ずつ海岸防災に係る本邦研修を JICA が別途実施する課題別研修に参加する形で実施

する予定である。（本プロジェクトから各回への参加人数は、2021 年度 1 人、2022 年度 2 人、2023 年度 2 人、本邦滞在期間はいずれも 3 週間、毎年 9～10 月に沖縄で開催することを想定している。）

第 2 期における本業務では、2022 年度及び 2023 年度に実施する本邦研修に関して、研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について、長期専門家、JICA フィリピン事務所及びフィリピン政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づき、研修参加者の人選、必要書類の取付け等、研修員受入に関する支援・調整を行うこと。

なお、本プロジェクトでは修士課程（2年間）の長期研修員受け入れを検討している。（2022年度～2023年度の2年間に2名の受け入れを想定している。）受け入れに適当な大学・専攻などの検討、長期研修員の受け入れ調整に関する支援、長期研修員の日本滞在中における研修の支援（年間2回の中間ワークショップ開催（プロジェクト関係者やJICA職員等15名程度が参加による東京都内での開催、オンラインでフィリピンのプロジェクト関係者との接続も想定））なども行うこと。

（３）ガイドライン：基礎的素養編

構成案に基づき、本邦有識者の助言を得つつテキストを準備し、コア人材に対する講義を行う。本邦有識者が講義（現地・オンライン）を行う場合は、そのサポートを行う。講義にあたっては、テキストだけでなく、現場との関連性が高められるよう、フィリピン国内の写真や衛星画像などを利用する。

（４）ガイドライン：メカニズム理解編、設計編、計画編

構成案に基づき、本邦有識者の助言を得つつ、メカニズム理解編、設計編、計画編のガイドラインのためのケーススタディ対象地域を選定する。事前準備として、衛星写真の確認や地形、波、潮汐、風、海流、等の情報の取得、構造物被害の場合はその構造物の設計図や規格等の情報を収集する。海岸の現場で実施するケーススタディの場所の確認、現地での行程の作成などを行う。現場での議論にあたっては、現場での写真撮影や無人航空機利用の補助（主にフィリピン側が行うことを想定し、そのように促す）、議論にあたっての必要情報の提供、必要情報を取得するためのモニタリング方法に関する情報提供や技術移転、広報用の写真の撮影などを行う。現場での議論後は、議事録案や協議まとめ案を作成し、上記の留意事項で示した業務を行う。

また、有識者が取りまとめる資料の補助（写真提供、衛星写真提供、図・写真・レイアウトの加工・編集）も合わせて行う。

大まかなスケジュールは、「第 7 条 業務の内容」の冒頭に記載の通りであるが、メカニズム理解編数例後にその例を用いて設計編や計画編のケーススタディを行うなど、参加者の理解促進のための活動スケジュールを柔軟に検討すること。

（５）パイロット活動

設計編、計画編で検討し提案した事業のパイロット活動実施のための支援を行う。フィリピン側の予算申請にあたっての情報や資料の提供（計画、予算、概略設計など）を行う。設計を行うための調査費用なども検討する（プロジェクト立ち上げ後すぐに先方に情報提供が必要となることに留意する）。

（６）テクニカルワーキンググループ、セミナー

第 1 期に引き続き、同ワーキンググループに対して、適宜、技術的なインプットを

行う。また、半年に1度にセミナーを行う。プロジェクト期間中、DPWH 以外の機関とも定期的なつながりが継続し、海岸災害対策及び海岸保全のための取り組みが省庁横断的に進む素地を形成することに努めること。

（7）その他技術移転・検討

DPWH に対して、全国の海岸対策からどの地域を優先的に取り組むべきかの検討方法、個別事業における便益の検討方法について、専門的観点から技術的支援を行う。

<成果ごとの活動に関する業務>

（8）成果1に関する活動

① 海岸工学の基礎知識に関する講義を実施する。（活動 1-1）

第1期に引き続き、海岸工学の基礎知識に関する講義を実施する。

② 海岸工学の基礎知識に関するガイドラインを策定する。（活動 1-2）

前述①で行った講義の内容を踏まえ、DPWH の職員が参照する海岸工学の基礎的知識に関する基礎的素養編のガイドラインの策定を支援する。ガイドラインは、DPWH の新規採用職員や初めて海岸災害対策に携わる職員でも分かりやすく知識を習得できるような内容とすること。また、現場での実務に従事する DPWH が参照し、現場での活動に参考となるよう工夫をすること。

（9）成果2に関する活動

① 海岸地域で生じている具体的な現象を理解するためのケーススタディ活動を実施する。（活動 2-1）

フィリピンの各海岸で生じている事象について、DPWH のコア人材とともに現場を訪問し、現場の状況確認を確認するとともに、発生している事象の原因や将来的に生じうる影響などを参加者が議論し解決策を検討するケーススタディを実施する。ケーススタディは、成果3に関する活動におけるケーススタディと合わせて、年間に3～4回、1回あたり3～4週間で2つのケースずつを取り上げるという頻度を想定している。ケーススタディの実施に当たり、コンサルタントは、フィリピン各地でのケーススタディ実施において必要な事務的な準備のみならず、各海岸で生じている現象について参加者が自ら考え議論することができるよう、海岸工学の内容面での支援も行う。

② 海岸地域の現象を理解するためのガイドラインを策定する。（活動 2-2）

上記①で実施した現場でのケーススタディの内容を踏まえ、海岸地域の現象メカニズム理解のためのガイドライン策定を支援する。ガイドラインは、フィリピン各地の現場の実例を用いた内容とし、各地の DPWH 職員が活用しやすくするために、構成や体裁なども工夫すること。

（10）成果3に関する活動

① 構造物対策を検討し周囲への影響を理解するためのケーススタディ活動を実施する。（活動 3-1）

成果2で実施するケーススタディ活動が1年程度経過したところから、海岸においての構造物対策を検討し、構造物設置による周囲への影響を理解するための内容を含んだケーススタディ活動を展開していく。ケーススタディには、短期的な影響だけではなく長期的な影響も考慮できるような現場もケースとして取り上げることとする。各

現場では複数の解決策が考えうるという点や、成功事例のみならず課題解決が必要となっている事例も取り上げるという点に留意し、参加者の実務能力が向上するよう支援する。構造物設置による影響を観察する際は、フィリピン国内の環境関連法規に則り、環境社会配慮の手続きが適切に取られているかどうかを確認し、プロジェクトから必要な助言を行う。

また、ケーススタディ活動を実施する一環として、DPWH が実施するインフラプロジェクトの優先順位付け（人口、経済活動、観光、歴史等の要素を踏まえた検討）やインフラプロジェクトの評価（費用便益分析などによる評価）などについて、必要に応じてコンサルタントチームから助言を行う。

② 構造物対策を計画するためのガイドラインを策定する。（活動 3-2）

上記①で実施したケーススタディ活動を踏まえ、構造物対策を計画するうえで考慮すべき周囲への影響についての内容を含んだ、計画編のガイドライン策定を支援する。ガイドライン策定に当たっては、DPWH が通常業務で参照している実務資料の内容や活用方法なども調査し、DPWH 職員が活用しやすいガイドラインとなるよう支援する。

③ 構造物設計のためのガイドラインを策定する。（活動 3-3）

設計編上記①で実施したケーススタディ活動を踏まえ、海岸災害対策のための各構造物の設計方法に関する設計編のガイドライン策定を支援する。ガイドライン策定に当たっては、DPWH が通常業務で参照している実務資料の内容や活用方法なども調査し、DPWH 職員が活用しやすいガイドラインとなるよう支援する。

（1 1）成果 4 に関する活動

① 成果 3 で策定されたガイドラインに基づいたパイロット活動を計画し設計する。（活動 4-1）

成果 3 で策定されたガイドラインを活用し、本プロジェクトで向上した海岸工学に関する知識の内容を確認できるようなパイロット活動を計画し設計する。事前事後の変化が分かるよう、写真撮影や測量などの現場周辺の状況の情報を取得しておき、効果がわかるようにする。パイロット活動は、コンサルタント側が中心となって実施するものではなく、DPWH が主体的に実施し、能力強化の状況が確認できるものとなるよう留意すること。パイロット活動を計画し設計するに当たっては、フィリピン国内の環境関連法規に則っているかどうかを十分に確認するとともに、JICA の定める環境社会配慮のプロセスが必要となる可能性も十分に考慮し、パイロット活動開始まで十分な時間を取り、フィリピン側とともに必要なプロセスを経る。

② パイロット活動を実施する。（活動 4-2）

上記①で計画し設計したパイロット活動を実施する。DPWH 側が主体となって進めるよう留意するとともに、工事期間中に必要に応じて日本側の専門家が DPWH へ技術的なアドバイスをいつでも行うことができる体制を整えること。

③ パイロット活動の実施結果を確認し、ガイドラインの改良を検討する。（活動 4-3）

上記②で実施したパイロット活動の効果測定のためのモニタリングを行う。モニタリングに必要な資機材は、本業務で調達することとする。効果の検証の際には、DPWH 側とともに現場に赴き、成果 2 や成果 3 のケーススタディ活動と同様に、現場での議

論を行い、結果の取りまとめを行う。モニタリングは、周囲への影響も含めた結果を確認することとし、中長期的な影響もフィリピン側が継続して確認できるよう支援を行うこと。パイロット活動により得られた結果を踏まえて、DPWH がガイドラインの内容を確認し、改良を検討することができるよう支援する。

（１５）成果５に関する活動

① 海岸工学に関する研修ニーズのアセスメントを行う。（活動 5-1）

全体の整合性の関係から DPWH 全体の人材育成計画を確認する。人材育成にかかる費用や期間を確認する。DPWH の中央、地方の人材の全体像及び人事異動等の情報を確認する。DPWH 職員の海岸工学に関する知識や事業経験などの現状を確認し、どのような面での能力強化が必要とされているか分析を行い、研修のニーズを確認する。研修ニーズの確認にあたっては、DPWH 本部の各部署や各地域事務所での現場などがどのような業務を行っているかの状況をよく把握すること。

② 人材育成計画を策定する。（活動 5-2）

上記①で確認した研修ニーズの内容を基に、DPWH における人材育成計画の策定を支援する。今後の海岸関連事業の展望を検討の上、業務量を想定し、段階的人材育成のため、どの程度の人材が最低限育成される必要があるかを検討する。育成する人材、必要な知識のレベル分けを行う。日本側コンサルタントが行うのはあくまでも策定の支援であり、DPWH が主体的に計画を策定することに留意する。人材育成計画は、短期的な人材育成計画（段階的に DPWH スタッフに幅広く人材育成を実施）、中・長期的な人材育成計画（定期的な人材育成計画）を想定しているが、詳細はプロジェクトの中でフィリピン国側と協議をしながら検討する。DPWH が体系的に海岸災害対策分野での人材を育成することができるような内容とすること。

③ プロジェクトの成果を活用して人材育成活動を実施する。（活動 5-3）

上記②で策定した人材育成計画を基に、人材育成活動を実施する。本プロジェクト活動による人材育成にとどまらず、DPWH が独自に海岸災害対策分野での人材育成を実施していくことができるよう支援を行う。人材育成活動の実施状況を踏まえ、人材育成計画を改定するなど、活動内容のレビューやフィードバックが進むような体制構築の支援も行う。

（１２）成果６に関する活動

① 海岸域で発生している、不法占拠、乱開発、構造物被害などの現状を調査する。

（活動 6-1）

フィリピンの各海岸域で発生している、法執行の不徹底、住民の慣習、民間活動、河川や上流部での経済・社会活動、その他の社会的課題とそれら課題の発生の背景状況について、実態を調査する。調査は、現地再委託により、ローカルコンサルタント等への委託を認める。DPWH が所管する構造物の状況だけではなく、他の省庁や自治体が所管する構造物の状況や、地域住民の生活実態といった社会状況についての状況も調査する。過去からの現在までの経緯など経年的変化の状況も含めて調査する。

② 既存法令、規則、組織や法体系などの情報を収集する。（活動 6-2）

DPWH が所管するものだけではなく、各省庁や地方自治体が所管する海岸に関する既存法令、規則、組織や法体系などの情報を収集する。フィリピンの各海岸地域で発生している課題に関して、法律の不備、政府・公的機関側の役割の不明瞭などの情

報を調査する。情報収集は、現地再委託により、ローカルコンサルタント等への委託を認める。

③ 法制度と現実の差を調査し、必要となる政策を検討するために各省の施策を分析する。（活動 6-3）

上記①及び②の結果を基に、法制度と現実の差を調査する。法制度と現実に加えて、各省が実施している施策を分析し、施策実施による効果についても分析を行う。省庁間での施策の連携や重複についても分析を行う。

④ 調査した結果を取りまとめ、課題を抽出し、海岸災害対策及び海岸保全に関するロードマップ案を検討する。（活動 6-4）

上記①～③による調査結果を基に、各海岸で生じている課題の事例を分類するとともに、関係する機関と状況について共有し、協議を行う。半年から１年に１度程度の頻度で関係者を集めて、調査経過の報告を行い、意見交換を行う。明らかとなった課題と背景にある課題の解決のため、フィリピン国全体として取り組まなければならない事項を、中長期的に必要なロードマップとして取りまとめる。ロードマップ案は、既存法令や政策、規則等の改正、土地利用規制、関係機関間での役割分担の明確化、住民意識の向上、海岸工学に関する技術的知識の向上や専門家の育成など、幅広い内容を含む。ロードマップの策定自体が目的ではなく、海岸に関する課題に取り組むために必要な提言が盛り込まれている内容となるよう留意し、DPWH 及び各省庁が長期的に取り組むべき方向性が示されている内容とする。

第 8 条 報告書等

（１） 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	報告書	時期等	言語・部数
第 1 期	業務計画書 （共通仕様書の規程に基づく）	第 1 期契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 電子データ（メール等による送付）
	ワークプラン	第 1 期契約締結後 1 か月以内	英文 3 部 電子データ（メール等による送付）
	モニタリング・シート	プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 カ月ごと	各モニタリング・シートにつき英文 3 部
	プロジェクト進捗概要資料	モニタリング・シート提出と同じ	和文・英文 電子データ（メール等による送付）
	詳細計画策定調査報告書（案）	詳細計画策定調査終了後 10 営業日以内	和文 3 部 電子データ（メール等による送付）

			送付)
	業務完了報告書（第1期）	第1期契約終了時	和文5部 英文10部 CD-ROM3部
第2期	業務計画書 （共通仕様書の規程に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文3部 電子データ（メール等による送付）
	ワークプラン	第2期契約締結後1か月以内	英文3部 電子データ（メール等による送付）
	モニタリング・シート	第1期のモニタリング・シートの最終提出時期から6か月後及びその後6か月ごと	各モニタリング・シートにつき英文3部
	プロジェクト進捗概要資料	モニタリング・シート提出と同じ	和文・英文 電子データ（メール等による送付）
	事業完了報告書（全体）	プロジェクト終了時	和文5部 英文10部 CD-ROM3部

プロジェクト進捗概要資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的にA3一枚程度で現地活動の写真や図を用いて作成する。

業務（事業）完了報告書（第1期及び全体）については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。

各報告書の記載項目（案）は、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、モニタリング・シート又は業務完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成に当たっては、記載項目について適宜JICAとコンサルタントで協議、確認すること。

- ① 海岸工学の基礎知識に関する講義及びケーススタディの記録（動画による記録を含む）
- ② ガイドライン（基礎的素養編、メカニズム理解編、設計編、計画編）
- ③ DPWHの人材育成計画

- ④ 海岸災害対策及び海岸保全に関するロードマップ案
- ⑤ 国際会議等における成果発信資料
- ⑥ その他プロジェクトにて作成された各種成果品

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報をJICAに提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

(4) その他提出物

① 防災情報

JICAが定める様式によりフィリピンの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

② 議事録等

先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICAに速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICAが別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICAが指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内にJICAに提出する。

③ 先方政府への提出物

フィリピン政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本契約は、2021年5月に開始し、期間は約63か月とする。R/D上のプロジェクト期間は60か月だが契約履行期間に国内事前準備期間を含める。

(1) 第1期：2021年5月中旬～2021年12月下旬

(2) 第2期：2022年1月上旬～2026年7月中旬

第1期の終了時点において、第2期の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 80 人月 (M/M) (現地：73 M/M、国内7 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／海岸工学（1号）

② 海岸保全対策／費用対効果分析（3号）

③ 構造物設計

④ 法制度・組織／開発計画

⑤ 人材育成・研修計画

⑥ 海岸環境分析／環境社会配慮

(3) 機材調達

本業務の実施にあたり、以下機材の購入費を別見積として計上すること。

No.	機材名	数量
1	車両	1
2	GPS装置	1
3	無人航空機	1
4	流速測定装置	1
5	波高測定装置	1

上記以外で必要と判断される機材についてはプロポーザルで提案すること。（ソフトウェアについては、ライセンス更新も含めた価格や仕様を検討し、提案すること）。なお、購入する全ての機材等は、コンサルタントが購入、持参し、本業務終了後は、DPWHへの譲渡を予定している。コンサルタントは必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、その際、機材費の合計金額については1,500万円を上限とする。なお、金額については見積価格を分けて提示すること（別見積）。

コンサルタント調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従い、受注社はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行うこととする。

本契約において、本邦調達する機材について、コンサルタントは外国為替及び外国為替法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、

輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 海岸域で発生している不法占拠、乱開発、構造物被害などの現状調査や、既存法令、規則、組織や法体系などに関する情報収集

(5) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 署名済み基本計画策定調査 M/M (R/D 案を含む)
- フィリピン国側への説明パワーポイント

2) 公開資料

- 特になし

(6) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

2021年3月に署名予定のR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

(7) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAフィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAフィリピン事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。